

宮城県議会政務調査費改革の意義

2009年3月23日

仙台市民オンブズマン

1 今般宮城県議会が政務調査費の抜本的改革を提示したことを受け、本日仙台市民オンブズマンと宮城県知事及び議会各会派との間で和解が成立した。

仙台市民オンブズマンは、今般宮城県議会が打ち出した改革を全国に誇れる画期的なものとして高く評価する。

2 政務調査費は、従前より全国的に使途の不透明さ、使途基準の曖昧さが指摘され、「第二の歳費」と評されてきた。領収証を公開しているのは、47都道府県中39道府県、17政令市では17市であるが、このうち1円以上の領収証を公開（全面公開）しているのは28府県と12政令市にすぎない（2008年10月末現在）。使途基準を作成しているのも、14道県、4政令市にとどまる。使途の不透明さは住民による使途のチェックを不可能にし、使途基準の曖昧さは政務調査費の使いみちを事実上議員の判断に委ねるに等しい。その結果、全国的に政務調査費の違法・不当支出が後を絶たない。この問題は単なる税金の無駄遣いだけではない。自ら不正を働いている議員が首長側の不正を追及できるはずがなく（そのため首長側も使途についてあえて口を出さない=癒着構造）、議会の首長側に対するチェック機能が働かないという議会の存在意義にかかわる根本的な問題である。

3 宮城県の場合は、領収証は1円から公開する都道府県のひとつに数えられているが、安易に領収証の代わりに支払証明書をもって代用することができるとされ、実際はずさんな支出が多数まかり通って来た。使途基準を定めた手引も存在しなかった。何よりも問題なのは、旅費の簡便計算方法で1km当たり90円+一律4000円という旅費基準を採用していたことである。1km当たり90円という単価は、議員が6年ごとに新車を1台購入できることを前提にする途方もない基準であった。一律4000円の追加についても何の根拠もない。そのため宮城県知事は、仙台市民オンブズマンから毎年住民訴訟を提訴されることになり、ついに上記旅費簡便計算方法について昨年12月1日仙台地方裁判所により違法であると断罪されるに至ったのである。

4 今般の宮城県議会の改革は以上の経緯をふまえたものであり、以下のとおり画期的意義を有するものである。

第 1 に、上記旅費簡便計算方法を廃止し、旅費については 1km 当たり 37 円とし、実費原則を明確にした。

第 2 に、議員に対する政務調査費の前払方式を止め、後払い方式に改めた。つまり、会派の所属議員は会派が定めた期日までに月毎の支出金額と使途内容を会派に提出し、会派はその内容を審査し適正と認めた場合に初めて議員が支出した金額を政務調査費として交付する。前払の場合、全額使い切らないと損との誘惑が議員の側に働きやすいが、後払いであればその恐れは少ない。この後払い方式は全国でも例を見ない画期的なものである。

第 3 に、すべての支出について領収証等証拠書類の添付を義務付けた。また、支払証明書で代用できる場合を自動販売機で購入した切符代、費用弁償規定による旅費等に限定した。

第 4 に、会派のチェック機能を強化し、同時に会派の責任者に重い責任を負わせた。つまり、会派の経理責任者及び幹事長は、所属議員から月別支出報告書、領収証等添付票・支払証明書、政務調査活動記録簿等の書類が提出されたときは、審査基準に基づき審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、当該議員に支出額と同額を政務調査費として交付する、その場合経理責任者及び幹事長は領収証等添付票及び政務調査活動記録簿の確認欄に押印またはサインをすることになった。

第 5 に、透明性を格段に高めた。会派の所属議員から毎月会派に提出された上記月別支出報告書等は議会事務局に提出され、情報公開の対象になった。これにより市民による詳細なチェックが可能となった。

第 6 に、「政務調査費の手引」を作成し、使途基準について詳細かつ具体的に定めた。内容的にも至極妥当なものである。

5 宮城県議会の政務調査費の受給主体はあくまで会派である。しかるに、これまで会派は単に議員にお金が渡るためのトンネルにすぎなかった。これが今般の改革によって、会派の議員に対するチェック機能が強化され、同時に会派責任者の責任も重くなった。その結果、本来のあるべき姿である会派による共同研究、情報共有化が進み、会派のレベル向上、ひいては議会の活性化につながることが大いに期待される。

6 われわれ仙台市民オンブズマンは、今般の改革が真の改革となるよう、今後とも会派の支出内容をチェックする等監視を続けていく所存である。

以上